

【智頭線遠足等利用促進事業助成金】

智頭線利用運賃半額助成

～保育・学校関係者のみなさまへ
智頭線を遠足等で利用してみませんか～



利用条件・対象経費

智頭線利用促進協議会を構成する市町村(※1)の高等専門学校、高等学校、中学校、小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼稚園、保育所及び認定こども園の児童・生徒及び引率教員の皆さんが、遠足や部活動などの学校行事で智頭線(上郡～智頭間)を利用する場合。

ただし、助成対象となる期間は、令和5年4月1日から令和6年2月29日までとする。

※1 智頭線利用促進協議会を構成する市町村
鳥取県(鳥取市、八頭町、智頭町)、岡山県(美作市、西粟倉村)、
兵庫県(姫路市、相生市、たつの市、上郡町、佐用町、太子町)



智頭線**運賃の半額**(※2)を助成します！

※2 団体割引が適用された場合、適用後の運賃が対象となります。

申請方法

下記、申込先に「郵送」「FAX」「メール」のいずれかの方法で申込書等を送付
※詳細はこちらからご確認ください →



申し込み先 (実施主体・お問い合わせ)

智頭線利用促進協議会 事務局
(鳥取県地域づくり推進部中山間・地域交通局地域交通政策課内)
〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
☎0857-26-7100 FAX0857-26-8107
✉koutsuuseisaku@pref.tottori.lg.jp